

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 30 年 6 月 18 日現在

機関番号：14501

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K03081

研究課題名(和文)「自決権」を通じたロシアの国家戦略：その法的基盤と言説

研究課題名(英文) Russian State Strategy Through "Rights of Self-determination of Peoples": its Legal Foundation and Discourse

研究代表者

渋谷 謙次郎 (Shibuya, Kenjiro)

神戸大学・法学研究科・教授

研究者番号：50346277

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,900,000円

研究成果の概要(和文)：ソ連解体後のロシアは、周辺の旧ソ連諸国に集住するロシア語系住民の庇護および保護を「同胞支援」の名のもとで、国策の次元にまで高めてきた。とりわけソ連解体後、ウクライナ領であったクリミア州はロシア語系住民が多く居住し、1954年以前は当地がロシア領であったという事実を追い風に、当地の住民がロシアとの再統合を望んでいるという「自決権」の言説をもとに2014年にロシアへの編入に乗り出した。西側諸国からは「国際法違反」が指摘されるクリミア併合について、ロシア国内の言説は正反対で、むしろ国際法と民主的手続きに乗っ取ったものという認識のギャップが深刻であることに注意を向ける必要がある。

研究成果の概要(英文)：One of the state strategy of contemporary Russia is support and assist of "compatriot" that is Russian-speaking citizen of ex-soviet countries. Especially, in Crimea majority population speak Russian language and before 1954 Crimea was Russian territory. In 2014 Russia had annexed the Crimean peninsula through the rights of self determination of local population. Western countries criticize the annexation it because of violation of international law. However, in Russia mainstream discourse is just the opposite. "Reunification" of Crimea is lawful according to international law and democratic procedure. Such a discrepancy of recognition between Western countries and Russia is serious.

研究分野：ロシア法

キーワード：ロシア クリミア 自決権 旧ソ連 ウクライナ 国際法

## 1. 研究開始当初の背景

1991年のソ連解体によってロシアとウクライナが別々の国になったことによって、ロシアでは、クリミアのウクライナへの帰属変更を決定した1954年決定(帰属変更に関する当時のロシアおよびウクライナ共和国最高会議幹部会令をソ連邦最高会議幹部会令が承認したという形をとっている)の当否についての議論が再燃した。

1992年の2月には、ロシア最高会議が1954年決定の「合憲性」を再審する委員会の設置を決定している。そして同年5月21日のロシア最高会議決定は、54年決定が当時のロシア共和国憲法に違反しており、無効であるとしている。そしてこの問題を、クリミアの参加のもと、ロシアとウクライナとの国家間の交渉にゆだねるべきとし、また同趣旨のことをウクライナ最高会議に呼びかけている。ここでは、クリミアの住民の自己決定権(自決権)の尊重が強調されており、ロシア側としては、クリミアの多くの住民がロシアへの帰属を望んでいると考えているであろうことが、間接的には伝わってくる。

かくして、「自決権」を切り札にした旧ソ連諸国への影響力行使が始まった。

## 2. 研究の目的

ロシアの「自決権」外交とは、表面的には国際人権などに依拠しているものの、旧ソ連諸国にまとまって居住するロシア語住民が何らかの形でロシアの庇護を求めているという見立ての下での、一種の「失地回復」的なイデオロギーとも親和性をもっている。こうした動向について、ロシア側の法的言説を探りつつ、旧ソ連諸国におけるロシア語系住民の保護を大義名分としたロシアの国家戦略を探ることを研究目的とした。

## 3. 研究の方法

主としてロシアにおける立法過程や大統領、議会の立場、国際人権法の援用の仕方などの分析を通して、ロシアの「自決権」言説を明らかにする研究方法をとった。

## 4. 研究成果

ソ連解体後の1993年に国民投票で採択されたロシア連邦憲法(93年憲法)では、クリミアやセヴァストポリは、何らロシア連邦の構成主体あるいは連邦的意義を有する都市(当初、モスクワとサンクト=ペテルブルクのみ)に含まれていなかった。ロシア憲法でクリミアやセヴァストポリをロシアの連邦構成主体に含めるようなことがあれば、ロシアとウクライナとの関係は一気に緊張していたことであろう。93年憲法の立役者のエリツィン大統領としては、ソ連を解体させた同志としてのウクライナとの関係を重視した形になる。

しかし、93年憲法体制下で発足したロシア連邦議会下院では、エリツィン大統領任期中、きわめて野党色の強い諸会派(共産党などのいわゆる「保守派」)が多くの議席を占め、しばしば国権主義的、「失地回復」的な主張を繰り広げることもあった。

1996年3月には、ロシア下院は、1991年のソ連解体を無効とするなど、一見したところ時代錯誤的な決定を採択していた。ただ、そこで同時に言われていた「旧ソ連諸民族の統合深化」という方針はあながち無視できないものであった。

とちわけそこで念頭に置かれているのは、クリミアやその他の旧ソ連諸国に散らばるロシア語系住民の境遇である。とりわけ言語問題については、ウクライナ側の要求を採り入れた1998年のクリミア自治共和国憲法においてウクライナ語のみが法文上、クリミアの公式の国家語とされていることに対して、ロシア下院は98年10月に声明を発し、クリミアの多数派を占めるロシア人に対する差別だとしている。こうした問題にロシア側が

言及する際、国際人権規定に言及する頻度がますます高くなっていた（確かに EU や欧州審議会なども、旧ソ連諸国における民族的、言語的少数者の人権問題を重視し始めていたので、この問題はあながち無視できなかった）。

1999年5月にはロシアで「外国に居住する同胞に対するロシア連邦の国家政策についての法律」が制定されている（2010年7月に一部改正）。そこでいう「同胞」（sootchestvennik）という語は、一般用語として曖昧な用語であり、「同国人」と訳されることもあるが、使われ方をみると単に外国に居住しているロシア連邦国籍保持者ととどまらない。この法律の第1条が3項にわたって、「同胞」の定義を試みている。

1．同じ国に生まれ、同じ国に居住し、あるいはかつて居住し、共通の言語、歴史、文化的遺産、伝統、習慣の特徴を有した人々、およびそれらの人々の子孫。

2．外国に定住しているロシア連邦市民は、外国の同胞（以下、単に同胞）である。

3．外国に居住する者およびその子孫で、なおかつ歴史的にロシア連邦の領土に居住する諸民族に属する者、または自由選択の結果としてロシア連邦と精神的、文化的、法的な関係を有し、直系尊属が以前ロシア連邦に居住していた者。それらの者には以下の者も含まれる、すなわちかつてソ連市民で、ソ連に加入していた国家に居住しており、当該国家の国籍を取得した者または無国籍とされた者。ロシア国家、ロシア共和国、ロシア社会主義連邦ソヴィエト共和国、ソ連、ロシア連邦からの出国者（移住者）で、外国の市民に属する者および当該国の市民とされた者、あるいは無国籍者。

1は漠然としており、それだけでは法的な意味としては不確定である。2は外国に居住

するロシア連邦国籍保持者という意味では明確である（日本からみれば「在外邦人」にあたる）。問題は3で、例えばウクライナに住むウクライナ国籍保持者で、しかし自己をロシア人とみなす者も定義上、「同胞」となり得よう。エストニアやラトヴィアでは、ソ連時代に移住してきたロシア語系住民で、ソ連解体後、エストニア語やラトヴィア語の一定の能力に達していない者は、「無国籍」とされ、そうした人々も「同胞」となる。要は、先にも用いたように旧ソ連諸国に散らばる「ロシア語住民」（rusko-iazychnoe naselenie, 英語でしばしば言われる Russian speaking minority）は、その全てとまでは言えないまでも、自分または親、祖父母がロシアから移住してきたロシア語話者は「同胞」となり得ることは間違いない。細かいことを言えば、母語が別にロシア語でなくても、ロシア連邦に歴史的に居住する民族（タタール人だとかチェチェン人、ヤクート人など）に根ざしていれば「同胞」となり得る。

結局、ごく大雑把に言えば、「同胞」と「ロシア語住民」は、互換的といってよいだろう。

この「同胞政策法」は、政策の指針という意味で全体的に綱領的な内容だが（違反に対する制裁規定などがあるわけではない）、旧ソ連諸国におけるロシア語住民の問題に対する介入の口実とはなり得る。つまり、それらのロシア語住民は程度の差はあれ、ソ連時代と比べたら何らかの不遇に直面することが少なくない。その結果、ロシア語住民の「庇護者」としてのロシアは、「同胞」の差別待遇などを理由に近隣諸国にある程度にらみをきかすことができるのである。

プーチン時代になってからも、ロシア下院はウクライナにおける「ロシア語差別」に関する憂慮の声明を発している（2000年7月）。ロシア側の主張によると、ウクライナでは国民の半数以上がロシア語を母語とみなして

おり、ウクライナ語を母語とする者もロシア語を積極的に用いている。にもかかわらずウクライナ語のみが公式の国家語であり、ロシア語で教育する学校やクラスの削減や、ウクライナ語のみの国営テレビ・ラジオ放送は、「ロシア語差別」だというのである(反対に、ロシア連邦内に居住するウクライナ人には、ウクライナ語教育の権利やウクライナ語出版の権利が保障されていると声明は主張する)。ロシア下院は、プーチン大統領に対して、国際法および1997年3月のロシア・ウクライナ友好条約(友好、協力およびパートナーシップに関する条約)に照らして、必要な措置をとるべきだとしている。97年のロシア・ウクライナ友好条約は、ロシア議会でも批准されており、主権平等の原則や領土の一体性、国境の不可侵、紛争の平和的解決、武力の不使用を規定するのみならず(3条)民族的少数者の言語的独自性の保護にも言及し、ウクライナにおけるロシア語の学習とロシアにおけるウクライナ語の学習の相互性をうたっていた(12条)。ロシアとしては、ウクライナに対して条約を誠実に履行せよというのである(ただし2014年のクリミア編入によって、この条約は空文と化すのであるが)。

プーチン時代になってから、立法面で特筆すべきなのは、2001年12月にロシアで制定された「ロシア連邦への新規構成主体の加入および新規構成主体の形成の手続に関する憲法的法律」である。「憲法的法律」とは通常の法律よりも採択のハードルが高い法律であり、憲法体制の基本原則に関わる法律のことである。

当時、ロシア連邦内では北方の自治管区の統廃合が進み始めており(日本に例えると市町村合併)本法にしたがい複数の連邦構成主体の合併が行なわれていた。それだけなら手続法としてさほど問題はないが、この法律でいう新規構成主体の「加入」(priniatie)

とは、「外国もしくはその領土の一部がロシア連邦と結合」することである(1条1項)。

本法では「加入」の決定は「自発的原則に基づいて実施される」(3条1項)。「外国もしくはその領土の一部によって採択され得る」(4条1項)。そして「加入」の実施は、ロシア連邦と「加入」申請国家との間の条約にしたがってなされ、ロシア連邦を構成する共和国その他の地位が付与される(同2項から4項)。

この「加入」手続を最初にとったのが、くしくも2014年3月のクリミアのロシア連邦「加入」である。それ以前では、グルジア領でロシアの実効支配を受けてきた南オセチアやアブハジアが2008年にロシアに国家承認されたとはいえ、ロシア連邦に「加入」したわけではない。またベラルーシとロシアとの国家連合に関しても、これはベラルーシがロシア連邦に「加入」したわけではなく、あくまでも対等なものである。

2014年3月のクリミア編入は、西側諸国にとっては晴天の霹靂として映り、ロシアの時代錯誤的な領土的野心のように映ったかもしれない。だが、クリミアのような領域がロシアに実質的に編入される口実や手続は、かなり前から用意されていたともいえる。これは別に、かねてからロシアが、あるいはプーチン政権が(2008年から2012年にかけてはメドヴェージェフ政権が)、クリミアの併合を虎視眈々と狙っていたということの意味するわけではない。国家間条約としては、プーチン一期目の2003年1月にロシア・ウクライナ国境条約が締結され、ロシア連邦議会でも批准され、両国間の国境問題は解決済みとなっている。

しかし、それでもなおソヴィエト連邦制の遺産もあいまって、ロシアによる金利諸国の「同胞」支援政策は、情勢しだいでは、ロシア語住民が多数を占めるような地域に対する介入の余地を残してきた。むろん、ひとく

ちに介入といっても、人権侵害や差別に抗議声明を発したりすることと領土的な編入・併合とは異なり、後者は介入の最も過激な手法である。なぜ、そこにまで行き着いたのか。

「同胞」支援政策対象地域の中でもクリミアが特殊なのは、やはり 1954 年までは、そこがロシア領で、当時のフルシチョフ第一書記の下でのウクライナへの帰属変更に関する手続上の瑕疵があったという現在のロシアの「定説」ゆえだろう。それについては、すでに触れたとおりだが、2015 年に入ってから下院会派「公正ロシア」の指導者セルゲイ・ミローノフが、ロシア連邦検事総長宛にクリミアの帰属変更に関する 1954 年決定の法的正当性に関する質問をして、回答が寄せられた。

ロシア連邦検事総長名で寄せられた回答の要旨は以下の通りである。

1954 年当時効力を有していた(ソ連を構成する)ロシア共和国憲法によると、共和国最高会議幹部会には領土の変更に関する権限は付与されておらず、ロシア共和国の領土はロシアの最高国家権力機関であるロシア共和国最高会議の同意なしには変更されない。またソ連憲法では、共和国間の境界変更の承認は、ソ連邦最高会議幹部会の権限には属していない。クリミア州のウクライナ共和国への譲渡に関する 1954 年のロシア共和国最高会議幹部会とソ連邦最高会議幹部会の決定は、ロシア共和国憲法およびソ連憲法に違反しており、無効である。通常裁判所に 1954 年決定の無効を申し立てることは可能とは思われない。というのも、そのような要求はソ連の法律に関するものであり、その合憲性を審査することは通常裁判所の権限ではないからである。セヴァストープルについては、1948 年 10 月 29 日のロシア共和国幹部会令により、ロシア共和国の管轄下に移され、予算はソ連邦政府の直接指導の下で執

行された。このようなセヴァストープルの特殊な行政的地位は、1954 年決定にもかかわらず、ロシア共和国の管轄下に残り、1993 年 7 月 9 日のロシア連邦最高会議決定「セヴァストープル市について」において、1991 年 12 月時点でロシア連邦の管轄にある都市とみなされた。

これらの立場は、クリミアに関する現在のロシアの公式的な「定説」ともなっているが、2014 年のクリミア編入に前後して急きょ、ひねり出された理屈というよりは、1990 年代の旧ロシア最高会議やその後の下院決定などを下敷きにしている意味では、クリミア(およびセヴァストープル)はロシアに属するという立場は、かねてから一貫して続いてきたと言える。

さて、2014 年 3 月のクリミア編入に際しては、16 日にクリミアで住民投票が行われた。クリミアのレフェレンダム実行委員会の公式発表では、投票者数は 127 万 4096 票(投票率 83,1%)、「あなたはロシア連邦の構成主体の権限でのクリミアのロシアとの再統合に賛成ですか」という質問に対して、賛成票 123 万 3002 票(賛成率 96,77%)であった。

その結果を受けてクリミア自治共和国最高会議が翌 17 日に「クリミア共和国の独立主権国家宣言」を行なう。同日にプーチン大統領が、大統領令「クリミア共和国の承認について」を発し、前日の 16 日にクリミアで行なわれた住民投票で、特別な地位を有するセヴァストープル市を含むクリミア共和国が主権的かつ独立であるという国家承認を行う。

3 月 18 日には、「クリミア共和国のロシア連邦への加入およびロシア連邦の新しい連邦構成主体の形成に関するロシア連邦とクリミア共和国との条約」が締結され、「ロシア連邦への新規構成主体の加入および新規構成主体の形成の手続に関する憲法的法律」

に従って、クリミア共和国がロシア連邦を構成する 22 番目の共和国となり、セヴァストポリ市が、モスクワ市、サンクト=ペテルブルク市に次いで 3 番目の「連邦的意義を有する市」となった。このことをロシア連邦憲法に反映させるために、憲法改正法としての「クリミア共和国のロシア連邦への加入およびロシア連邦の新しい連邦構成主体の形成、すなわちクリミア共和国および連邦的意義を有するセヴァストポリ市に関する憲法的法律」案が 20 日に下院で採択され、21 日に上院で承認され、同日プーチン大統領によって署名されるという急ピッチの作業が行なわれた。

ロシアが「自決権」外交  ただし国内的にはチェチェンの自決権などをむしろ否定をクリミア編入にまでこぎつけてしまったひとつの国際的背景には、やはり西側諸国が賛成した（当時ロシアが反対した）コソボのセルビアからの分離独立があり、クリミア編入はコソボの自決権承認に対するひとつの応答とみることができる。すでに 2008 年の南オセチアやアブハジアの国家承認が、コソボ独立に対する応答であったわけだが、元々グルジア領だっただけに、ロシアへの編入は、はばかれた。しかしクリミアに関しては、例の 54 年決定の手続的瑕疵が定説になるのみならず、ロシアからみた場合の「マイダン」による政権交代が非合法的なクーデタであるという評価や、ロシア語住民=同胞が脅威にさらされているといったいくつかの言説が、編入の追い風になった。

以上のことから、西側諸国では、ロシアによるクリミア併合が国際法違反であり、力による現状批判であるとの見方が定説となっているが、少なくともロシア側の言説は、その当否を客観的に判定するのは困難としても、西側諸国とは正反対であることがわかる。西側諸国の論理によって、ロシアを「説得」しようとすることは、ほぼ不可能と考えてよ

く、その代わり、私たち西側諸国に位置する研究者は、ロシア側の論理をもっと内面的にとらえる姿勢が要求されるであろう。そのことについて、本研究は一石を投じたつもりであった。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 1 件)

渋谷 謙次郎、現代ロシア社会と法ニヒリズム、神戸法学雑誌、査読無、67 巻 3 号、1-41 頁、2017 年。

〔学会発表〕(計 2 件)

渋谷 謙次郎、言語法と言語の保障、日本言語政策学会第 19 回大会、2017 年 6 月 18 日(関西大学)

渋谷 謙次郎、ロシアにおけるいわゆる「同性愛宣伝禁止法」をめぐる、比較法学会学術総会、2016 年 6 月 4 日(関西学院大学)。

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

渋谷 謙次郎 (SHIBUYA, Kenjiro)  
  神戸大学・大学院法学研究科・教授  
  研究者番号：50346277